

【新型コロナウイルス対応】

市内の中小企業等・個人事業者等向け 「国立市中小企業等経営支援金」を給付します

事業継続支援金

市の「自粛対応支援金（受付終了）」併用不可
国の「持続化給付金」併用不可

■ 交付金額
一律10万円

■ 交付の条件
・売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少している月があること※ 等

■ 申請期限
令和3年1月15日（金）まで

※50%以上減少している月がある場合は、国の「持続化給付金」をご活用ください。

テナント家賃支援金（第2期）

市の「テナント家賃支援金（第1期）」併用不可
国の「家賃支援給付金」併用不可

■ 交付金額
最大20万円（2か月分の家賃相当額×2/3）

■ 交付の条件
・国立市内の事業所等において事業を営むことにより、支払うべき家賃が発生していること
・令和2年5月～12月のいずれかの売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少していること※ 等

■ 申請期限
令和3年1月15日（金）まで

※50%以上減少している月がある場合は、国の「家賃支援給付金」を活用ください。

※事業継続支援金とテナント家賃支援金は併用可能です。

申請方法



申請方法はインターネット、郵送、窓口の3種類です。
詳細は、市HPをご確認ください。

◀ 市の「国立市中小企業等支援金」の
二次元コード（メニュー①～③共通）



◀ 国の「持続化給付金」
の二次元コード(参考)



◀ 国の「家賃支援給付金」
の二次元コード(参考)

■お問い合わせ先

国立市役所 まちの振興課 商工観光係（21番窓口）
電話：042-576-2111（内線347・348）

○臨時窓口（秋ごろ閉鎖予定）

国立市役所 1階市民ロビー（西出入口そば）
（受付時間：平日午前9時～午後5時）